



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2021年7月号(J263)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 知財局が専利法一部条文改正案の第二稿を公告
- 02 昇陽半導体の宜特科技に対する特許侵害訴訟、二審判決でも昇陽半導体の特許は無効
- 03 知財局が商標法一部条文改正案の第二稿を公告
- 04 「知的財産及び商事裁判所」が誕生し、商事事件審理の新制度が正式に始動
- 05 韓国自動車メーカーが米国で台湾 TYC を意匠権侵害で提訴

台湾ハイテク産業情報

- 01 TSMC 2021年技術フォーラム 先進イノベーション技術を発表
- 02 AUO がエイサーと提携 AmLED 先進技術を Predator ゲーミングノートパソコンに導入

今月のトピックス

J210622Y1

01 知財局が専利法一部条文改正案の第二稿を公告

知的財産局は専利^{*}法一部条文改正案の第二稿を発表した。改正条文は計 79 条に上る。第二稿と初稿を比べると、主な変更は以下のとおり。(※訳注：ここでいう「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる)

一、分割出願の時期を緩和

今回は大幅に分割出願の時期を緩和しており、出願人は原出願の拒絶査定書送達後 2 ヶ月以内、又は複審手続き中に、分割出願を行うことができる。

二、専利出願権（専利を受ける権利）及び専利権の帰属を争う民事救済に係る関連措置を追加

専利出願権及び専利権の帰属に関する紛争について、提訴、調停、又は仲裁等の民事ルートで救済を求める場合、当事者は本局（知的財産局）に対してその審査、審議その他手続き等の権利異動に関わる手続きを一時停止するよう申請することができる。

三、専利争議訴訟において「新証拠」を提出できる事由を追加

救済効果を高めるとともに、無効審議（無効審判）事件の特殊性を考慮して、無効審議の請求人又は参加人が専利争議訴訟において、「新理由」又は「新証拠」を提出できる事由を明確に定めている。

四、争議訴訟の裁判方を規定

将来、争議訴訟の実務運用のために、裁判所による専利争議訴訟の裁判方を明確に定めている。(2021 年 6 月)

J210605Y1

J210604Y1

02 昇陽半導体の宜特科技に対する特許侵害訴訟、二審判決でも昇陽半導体の特許は無効

昇陽国際半導体股份有限公司（Phoenix Silicon International Corporation、以下「PSI」）が宜特科技股份有限公司（Integrated Service Technology Inc.、以下「iST」）を相手取って特許侵害訴訟を提起していたが、知的財産裁判所が一審判決で PSI の特許権を無効と認定したのに続いて、同裁判所は二審判決でも特許権無効と認定し、上訴を棄却した。

iST によると、PSI は知的財産裁判所が 2020 年 6 月 23 日に下した一審判決を不服として上訴を提起し、PSI の I588880 号特許権が iST に侵害されていると引き続き主張したという。

知的財産裁判所は二審においても、PSI の I588880 号特許「ウエハ薄化工程（中国語原文：晶圓薄化製程）」は通常の知識を容易に組み合わせでなし得るものであり、進歩性を有さず、特許権は無効であるとの判決を下した。(2021 年 6 月)

J210701Y2

03 知財局が商標法一部条文改正案の第二稿を公告

知的財産局は2021年1月7日に商標法一部条文改正案を予告したところ、予告期間中に外部から計39件に上る提言が寄せられたため、慎重に検討して、商標法一部条文改正案の第二稿を作成した。第二稿の改正条文は、計53条（うち改正9条、新設33条、削除11条）となっている。

今回の公告（第二稿）と前回の予告版を比べると、主に以下の点が調整されている。

- 一、 複審案件と争議案件の申請を受理しない状況を調整：手続の補正ができる場合には、相当な期間を指定して、手続きの補正をすべきことを命じることを明確に定めるほか、各号の文言を調整するとともに、予告版第56の9条第4項を削除している（第56の7条及び第56の9条第4項）。
- 二、 複審訴訟又は争議訴訟の訴訟代理人に係る規定を調整：弁護士以外が訴訟代理人となれる状況を明確に定めている（第67の4条）。
- 三、 複審訴訟の訴訟費用に係る規定を削除：訴訟費用については、司法院の職権に属するため、訴訟費用に関する規定を削除し、民事訴訟法の関連規定を準用する方法で処理する（予告版第67の5条）。
- 四、 審議手続きの参加人が訴訟を提起できる規定を新設：商標複審及び争議審議の手続きへの参加は補助参加という性質を有するが、商標複審及び争議訴訟という紛争解決の機能を拡大するため、審議手続きの参加人も訴訟を提起できると明確に定めている（第67の5条及び第67の8条）。
- 五、 商標争議訴訟で「新証拠」を提出できる事由を追加：救済効果を高めるとともに、商標争議事件の特殊性を考慮して、争議案件の当事者又は参加人が商標争議訴訟において、「新証拠」を提出できる事由を明確に定めている（第67の9条）。
- 六、 経過規定の適用状況を調整：改正が施行される前に、査定又は処分された案件、並びに訴願又は行政訴訟によって原査定又は原処分が取り消され商標所轄機関に差し戻された案件は、改正前の規定を適用すると明確に定めている（第109の2条）。（2021年7月）

J210701Y9

04 「知的財産及び商事裁判所」が誕生し、商事事件審理の新制度が正式に始動

「知的財産及び商事裁判所（Intellectual Property and Commercial Court）」はニュースリリースにおいて次のように伝えた。迅速、適切、かつ専門的に重大な商事紛争を処理し、コーポレート・ガバナンスを健全化し、ビジネス環境を改善させることを目指して、経済発展を促進するために企画・設置された商事裁判所が2021年7月1日正式に業務を開始し、2008年7月1日に設立された知的財産裁判所と合併して「知的財産及び商事裁判所」となった。

知的財産及び商事裁判所（の商事法廷）では、訴訟の目的の金額又は価額が

1 億新台幣ドル以上、又は（株式）公開企業が関わり、取引市場の秩序や投資者の権益に甚大な影響を及ぼす重大商事訴訟及び非訟事件を専門に処理する。商事事件審理の新制度では、二級二審制（高等裁判所レベル）の採用、専門の裁判官、商事調査官の配置とともに、調停の前置、弁護士強制制度、審理計画の策定、電子ファイル転送システムの運用、遠隔尋問による審理等のハイテク審判、当事者による照会制度、専門家証人及び秘密保持命令等の制度が採用されている。（2021 年 7 月）

J210603Z1

J210602Z1

05 韓国自動車メーカーが米国で台湾 TYC を意匠権侵害で提訴

堤維西交通工業股份有限公司（T.Y.C. Brother Industrial Co., Ltd、以下「TYC」）は 2021 年 6 月 2 日に重大訊息公告（訳注：上場企業による重要事実の開示に相当）を行い、韓国の現代自動車（Hyundai Motor Company）と起亜自動車（Kia Corporation）が、TYC と米国子会社である Genera Corporation を相手取り、自動車ランプの意匠権侵害を主張して、2021 年 5 月 28 日に米国カリフォルニア州裁判所に意匠権侵害訴訟を提起したと発表した。

これは独ダイムラー（Daimler）社の帝寶工業股份有限公司（DEPO Auto Parts Ind. Co., Ltd.、以下「DEPO」）に対するドイツと台湾での提訴、並びに現代自動車の DEPO に対する米国での提訴に続いて、台湾の自動車部品サプライヤが再び自動車メーカーから意匠権侵害により提訴された事件となった。（2021 年 6 月）

台湾ハイテク産業情報

J210603Y5

01 TSMC 2021 年技術フォーラム 先進イノベーション技術を発表

6 月 2 日に TSMC は 2021 年技術フォーラムを開催し、先進ロジック技術、特殊技術、及び 3DFabric™先進パッケージングとチップレットの最新イノベーション成果を発表した。TSMC は 2 年連続でオンライン形式で技術フォーラムを開き、最新技術発展を顧客とシェアしており、その内容は次世代 5G スマートフォンと WiFi 6/6e の機能的 N6RF プロセスへの支援、最新自動車用 N5A プロセスへの支援、及び 3DFabric シリーズ技術の強化版を含む。

その内、4 ナノは試験生産を 2021 年第 3 四半期へと 1 四半期前倒しを行い、一方 3 ナノは 2022 年下半期に量産を開始する見通しである。ほかに、TSMC は 5 ナノの新メンバーである N5A プロセスを発表し、自動車 AI 運転支援及びデジタル車両運転席への支援を目標としている。（2021.06）

J210601Y5

02 AUO がエイサーと提携 AmLED 先進技術を Predator ゲーミングノートパソコンに導入

AUO がエイサーと提携し、次世代 AmLED (Adaptive mini LED) ディスプレイ技術を最新発表のゲーミングノートパソコン Predator Helios 500 に導入し、4K 120Hz、超高コントラスト比、超高輝度の世界的最高効率ゲーミングノートパソコンディスプレイを完成させた。

エイサーが発表したばかりの Predator Helios 500 ゲーミングノートパソコンも AUO の高速 FHD ディスプレイ搭載モデルであり、業界で最速 360 Hz の高リフレッシュレートを及び反応時間 3 ミリ秒の超高速流暢画面である。

(2021.06)



台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所
© 2021 TIPLO, All Rights Reserved.